

公法系 133.18 点 100 位／全受験者 8015 人・総合評価対象者 4396 人

1 設問 1

2 1. 本件要綱は、採石法及び同法施行規則の委任に基づかない  
3 行政の内部基準たる行政規則であるから、国民に対する直接  
4 の関係において法的効力を有しない。したがって、本件要綱  
5 で定めた内容は法 33 条の 4 の認可基準そのものとはならな  
6 い。

7 2. しかし、採石認可拒否処分について要件裁量が認められる  
8 のであれば、法令に定められていない事項を理由として認可  
9 を拒否し得る。

10 行政裁量の有無は、法律の文言と処分の性質の両面から判  
11 断する。

12 法 33 条の 4 は認可の基準について「…公共の福祉に反す  
13 ると認めるとき」という不確定概念をもって規定している。  
14 このような規定をした趣旨は、岩石の採取が他人に危害を及  
15 ぼすかなどについては専門技術的判断が必要とされるため、  
16 認可を拒否するかどうかの判断について知事の裁量に委ねた  
17 ことにある。したがって、認可を拒否するかどうかの判断に  
18 ついて知事の要件裁量が認められる。

19 3. それでは、本件要綱で定めた事項を裁量権の行使に際して  
20 考慮することができるか。

21 本件要綱は、知事が認可を拒否するかどうかの判断におい  
22 て裁量権を行使する際の準則を定めた裁量基準である。そし  
23 て、裁量基準は、裁量権の範囲内で定められた適法な内容の

1 ものでなければこれを考慮することができず、違法な裁量基  
2 準を考慮した場合には、他事考慮により裁量権の逸脱となる。

3 法 1 条は「岩石の採取に伴う災害を防止」することを目的  
4 としている。そして、法 33 条の 3 第 2 項の委任を受けた施  
5 行規則 8 条の 15 第 2 項 10 号は、跡地防災措置の確実な履行  
6 を確保する目的から、災害防止のために必要な資金計画を記  
7 載した書面を申請書に添付することを要求している。したが  
8 って、防災措置の確実な履行を確保するために C 組合を保証  
9 人とする保証書の添付を要求する本件要綱は、法の目的の範  
10 囲内で定められたものといえるから、裁量権の範囲内で定め  
11 られた適法なものである。よって、本件要綱を考慮すること  
12 は他事考慮にはならない。

13 4. A としては、行政庁は個別事情考慮義務を負うから、A に  
14 ついて個別に考慮すべき事情があるのにこれを考慮しないで  
15 本件要綱を機械的に適用して認可を拒否することは、裁量権  
16 の逸脱であると反論する。以下で検討する。

17 裁量権の行使は行政庁の義務であるから、行政庁は個別事  
18 情考慮義務を負い、個別に考慮すべき事情を考慮せずに裁量  
19 基準を機械的に適用することは、考慮不尽による裁量権の逸  
20 脱に当たると解する。

21 確かに、A は採石業者の中でも突出して資本金の額や事業  
22 規模が大きく、経営状態の良好な会社であり、防災措置を実  
23 現できるように資金を確保しているから、C 組合による保障

1 は不要であるともいえそうである。しかし、Aは大企業とま  
2 ではないから、保証が必要である。また、他の採石事業  
3 者よりも、B県の全採石事業者が組合員となっているC組合  
4 のほうが豊富な資金を有しているから、C組合による保証の  
5 ほうが防災措置の確実な履行の確保に資する。したがって、  
6 C組合の保証がないことを理由にAに対して採石認可拒否処  
7 分をすることは、裁量権の逸脱に当たらず適法である。

## 8 設問2

### 9 1. 法33条の12に基づく認可の取消し・採取停止命令

10 (1) 保証書の添付がないことを理由に認可を拒否できるとな  
11 ると、採取計画書と保証書は一体のものとなるから、C組  
12 合による保証は、法33条の2第4号の「岩石の採取に伴  
13 う災害の防止のための方法・・・に関する事項」として採取  
14 計画に定めることが必要となる。よって、C組合の保証が  
15 ない場合、「当該認可に係る採取計画に従」うべきとする法  
16 33条の8に違反することとなり、法33条の12第2号に  
17 該当する。

18 (2) しかし、法33条の12号は「…できる」と規定しており、  
19 認可の取消し等をするかどうかについて知事の効果裁量  
20 を認めている。本件では、今のところ、Aの財務状況は良  
21 好であり、岩石の採取をやめさせる処分を直ちに行う必要  
22 はないのであるから、認可の取消しや採取停止命令をするこ  
23 とは、裁量権の逸脱に当たり違法である。したがって、認

1 可の取消し等の処分をすることはできない。

2 2. 法 33 条の 13 の緊急措置命令等

3 (1) 前述の通り、現時点では A に採取をやめさせる処分を直  
4 ちに行う必要はないから、「岩石の採取に伴う災害の防止  
5 のために緊急の必要がある」とはいえず、1 項に基づく岩  
6 石の採取停止命令をすることはできない。

7 (2) 2 項に基づく「災害の防止のために必要な措置をとるべ  
8 きことを命ずる」処分として、C 組合の保証を受けること  
9 を要求し、保証を受けるまでは採取を停止するよう命じる  
10 ことができると考える。

11 設問 3

12 D は、行政事件訴訟法 3 条 6 項 1 号に基づき、前述した法 33  
13 条の 13 条第 2 項の「処分」の義務付けを求める非申請型義務  
14 付け訴訟を提起するべきである。

15 1. D は原告適格を有するか。

16 (1) 37 条の 2 第 3 項の「法律上の利益を有する者」とは、当  
17 該処分を定める行政法規が個々人の個別的利益として保  
18 護する利益を、当該処分がなされないことにより侵害され  
19 又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、処分の名  
20 宛人でない D については、37 条の 2 第 4 項が準用する 9  
21 条 2 項の諸要素を考慮して判断する。

22 (2) 法 33 条の 3 第 2 項の委任を受けた施行規則 8 条 15 第 2  
23 項 2 号は、「岩石採取場…の周辺の状況を示す図面」を申請

1 書に添付すべきことを要求しており、採取場の周辺状況へ  
2 配慮している。そして、土砂災害が生じた場合、付近の山  
3 林営業に極めて重大な被害が生じる。したがって、法は、  
4 採取場の付近で林業を営んでいる者の利益を個別的利益  
5 として保護する趣旨である。よって、Dに原告適格が認め  
6 られる。

7 2. 土砂災害が生じた場合、林業を営んでいるDは生計を維持  
8 する手段を失うことにもなりかねないから、「重大な損害」の  
9 要件も満たす。よって、適法に訴えを提起することができる。

10 以上